

静岡県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社ドリームアカデミア	沼津市大手町2丁目3番15号NKKビル9F	アニモ	沼津市大手町2丁目9-4 堺沢ビル2階	平成30年2月1日	生活介護	特定なし
合同会社アイタス	沼津市松長22番地の1	アイタス	沼津市今沢508-2 1F	平成30年2月1日	就労継続支援B型	身体障害者（視覚障害を除く。）・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
曾根工業株式会社	榛原郡吉田町大幡1168番地の1	就労継続支援B型事業所アシスト・ワン	榛原郡吉田町大幡1168番地の1 2F	平成30年2月1日	就労継続支援B型	特定なし